

子保発 0330 第 1 号  
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 21 年 8 月公表、平成 24 年 11 月改訂。以下「ガイドライン」という。）を活用し、各保育所において実施されているところであるが、今般、「保育所における感染症対策ガイドラインの見直しに関する検討会」における検討を踏まえ、別添のとおりガイドラインを改訂したので、通知する。

貴職におかれては、別添の内容について御了知いただくとともに、ガイドラインが貴管内の保育所をはじめとする多様な保育の現場において広く活用されるよう、管内市区町村、保育関係者等に周知いただくよう、お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。